

五島市監査委員公表第8号

平成30年度定期監査（前期）の結果に基づく措置について、五島市長から別紙のとおり通知を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により公表する。

令和元年12月25日

五島市監査委員 橋本平馬

五島市監査委員 神之浦伊佐男

1五総第2360号  
令和元年12月17日

五島市監査委員 橋本 平馬 様  
五島市監査委員 神之浦 伊佐男 様

五島市長 野口 市太郎

平成30年度定期監査（前期）の結果に基づく措置について

平成30年11月1日付け30五監第367号による平成30年度定期監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により通知いたします。

なお、措置が完了していない事項については、措置を講じた後、改めて通知することといたします。

記

1 監査の対象

議会事務局

地域振興部（商工雇用政策課 地域協働課 再生可能エネルギー推進室  
観光物産課 スポーツ振興課）

建設水道部（建設課 管理課 水道課）

水道局

2 指摘事項等

（1）収入に関する事務について

<指導事項>

- ① 福江武道館の登録団体利用に係る使用料について、年度末にまとめて納付されているものが見受けられた。当該使用料については、五島市武道館条例別表に「登録会員1人月額に会員数を乗じた額を毎月納付する」と規定されているので、条例の規定に基づき適正に処理されたい。

**【講じた措置】**

**[スポーツ振興課]**

福江武道館の登録団体使用料につきましては、登録団体に指導を行い、納付が遅れていた使用料については納付されました。

今後は、条例の規定に基づき適正な処理に努めます。

- ② 道路及び河川の占用料において、納期限までに納付されていないものが見受けられたので、納付状況を適宜把握し、納付の督促をされた。

#### 【講じた措置】

##### 〔管理課〕

収入未済表を定期的に課内全体で供覧し納付状況を把握しています。

なお、納付されていない者に対しては納期限内納付を促し、納期限を過ぎた案件については、五島市税外収入督促手数料及び延滞金条例に基づき、督促の手続を行うよう取り扱いを徹底しました。

#### <意見>

市営住宅使用料及び水道使用料については、依然として過年度分に多額の未収金があるので、収入の確保と負担の公平性の観点から縮減に努められたい。

なお、これらの使用料については、債務者の死亡、破産等により回収不能が明らかな未収金を長期間にわたり管理している。また、債権の管理について、事務処理の基準等が定められておらず、職員の認識や取扱いに相違が生じている。債権の管理については、平成28年度決算及び平成29年度決算の審査において意見を付したところであるが、市として不納欠損処理等の統一的な基準を定めるなど、公平かつ公正な市民負担の確保と債権管理の適正化を図られたい。

#### 【講じた措置】

##### 〔建設課〕

住宅使用料の未収金については、所在を把握している債務者には規定に基づき督促手続きを行い未収金額の縮減に努めております。

なお、回収不能債権の保証人の確認等、調査・整理を行っております。

また、市として不能欠損処理等の統一的な基準づくりのため、財政課と協議を進めていきます。

##### 〔水道課・水道局〕

水道使用料の過年度分未収金については、市外転出者等の住所把握に努め、納付の督促を行うための台帳整備を行っております。

また、市として不納欠損処理等の統一的な基準づくりのため、財政課と協議を進めていきます。

#### 《措置が完了していない事項》

##### 〔財政課〕

不納欠損処理等の統一的な基準を定めるため、各課の債権の種類及び管理状況把握を目的として、平成30年11月に各課アンケート調査を実施し、この調査結果を基に、債権管理事務取扱規程（仮称）の素案を作成している状況です。

今後は、関係課との調整を行い、本年度中の例規の制定を目指して作業を進めます。

## （2）支出に関する事務について

### ア 食糧費について

#### <指導事項>

1件が2万円を超える食糧費の使用の決定は部長の専決事項であるが、課長専決で処理しているものが見受けられた。五島市事務決裁規程の定めるところにより適正に処理されたい。

また、観光物産課において運用している五島市東京事務所福岡事務所食糧費執行基準（以下「食糧費執行基準」という。）では、懇談会費等の経費について、1人当たりの基準額を5千円以内と定めているが、基準額を超えた支出が見受けられ、これらの支出については事前に協議がなされていなかった。食糧費の支出については基準額を順守するとともに、基準額を超えて支出する場合は、その適否について十分に協議したうえで支出すべきである。

さらに、食糧費で支出されたものの中には、意見交換会の会費など負担金で支出すべき経費が多数見受けられたので、適切な支出科目で支出されたい。

#### 【講じた措置】

##### 〔観光物産課〕

東京事務所及び福岡事務所の食糧費の取り扱いについては、食糧費執行基準を別紙のとおり見直しすることとしました。また、運用にあたっては、執行基準及び五島市事務決裁規程を遵守し適正な処理に努めます。

#### <意見>

東京事務所及び福岡事務所においては、常時必要とする3か月以内の食糧費を資金前渡している。その際、食糧費支出伺簿には資金前渡の金額のみを記載して専決者の決裁を受け、精算時に支出ごとの日付、会議名等及び金額を記載した予算差引簿を課長が確認している。

食糧費の支出については、支出負担行為の前に、日時、場所、事由、出席者、債権者、金額等を記載した食糧費支出伺簿により専決者の決裁を受けることになっているが、資金前渡された食糧費の支払権限は資金前渡者に帰属し、その適正性については支払後に確認せざるを得

ないところ、現状の確認方法では不十分であるから確実に精査できる方策を検討されたい。

また、食糧費執行基準は組織としての決裁を受けておらず、さらにその内容も、食糧費の執行範囲として示している「営業活動を推進するために、特に必要性が認められ例外的に行うことのできる具体的事例」が、広範囲に及び限定されていない。食糧費は、交際費と同様に住民の疑惑を招きやすい経費であるから、税金をもって賄われていることを十分認識し、速やかに食糧費執行基準の見直しを行い、適正な予算執行の徹底に一層努められたい。

#### 【講じた措置】

##### 〔観光物産課〕

3か月以内の食糧費を資金前渡することについては、継続していくこととしますが、その支出につきましては、食糧費支出伺簿における事前申請を庁内メールにて行い、決裁権者の決裁を経て執行することに改めました。

資金前渡した3か月以内の食糧費については、五島市財務規則第65条の規定に従い、支払完結後14日以内に精算命令書に証拠書類を添えて精算することを徹底してまいります。

#### イ 委託料について

##### <指摘事項>

① 観光物産課所管の13件の委託契約において、委託料を前金払により支出しており、そのうち11件については、前金払の率が契約金額の10分の8となっていた。また、3件については委託料の減額に伴い、前金払で支出した委託料の返還が生じている。

地方公共団体が締結する契約については、相手方の義務履行後又は給付すべき時期の到来後に代金を支払うのが原則とされており、前金払ができる経費を定めた地方自治法施行令第163条及び五島市財務規則第66条に該当する場合に限り、前金払により支出することが認められている。また、支出の特例である前金払は、前金払としなければ事業の取扱いに支障を及ぼすようなもののみ適用すべきものであり、不履行その他の事由によって客観的に金額の異動を生じる場合のほかは、その性質上精算を伴わないものである。したがって、前金払については、安易に適用するのではなく、委託する事業の内容に応じてその必要性を十分に検討し、適正に処理されたい。

#### 【講じた措置】

##### 〔観光物産課〕

委託料の前金払につきましては、受託者の財務状況等を考慮しながら、

経常経費の支出に影響を及ぼさないように、請求に基づき前金払を実施しているところではありますが、安易に前金払を適用することなく、事業の内容と前金の必要性等を十分に検討したうえで、真に事業の取扱いに支障を及ぼすようなものについてのみ、適用することとし、その割合についても大半が10分の8としていましたが、それぞれの事業内容及び必要性等に応じて処理してまいります。

- ② 草木伐開業務委託及び道路除草業務委託において、契約の相手が特定されるという理由により随意契約を締結しているにもかかわらず、2者から見積りを徴取していた。このことについては、平成27年度の定期監査において、当時の担当課であった管理課に対し指摘したところであるが、今回の監査においても改善されていなかった。

随意契約は、地方自治法施行令、五島市財務規則及び市の随意契約ガイドラインの規定に該当する場合にのみ行うべきであるから、随意契約の方法による契約が適当であるかどうかの検討をしたうえで、適正な事務の執行に努められたい。

#### 【講じた措置】

##### 〔建設課〕

市道の草木伐開業務は、供用中の道路での作業となることから正確かつ迅速に対応できる者でなければならないことや現場の状況等に特に精通した者に施工させることが効率的であることから、「契約の性質又は目的が競争入札に適しないもの」として該当地区町内会に随意契約を行ってきました。しかしながら、契約を担当した職員が50万円を超える設計額の契約の場合2者以上の見積りが必要であると誤った解釈のうえで、近隣の町内会長にも見積りを依頼していたものであり、現場の状況に精通したものは、該当地区町内会に限られるものと考えております。なお、該当地区町内会との契約締結が、時価と比較して著しく有利であると見込まれるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第7号による随意契約とし、五島市財務規則第87条第1項第2号の規定に基づき、特定される1者から見積もりを徴することといたしました。

#### <指導事項>

- ① 集荷システム構築事業業務委託については、集荷システムを7月から運用開始する業務内容で6月30日に契約を締結している。しかしながら、集荷システムで使用する倉庫の修繕等により運用開始が9月に遅れ、委託料を減額している。さらに、当初契約金額の10分の8を前金払で支出していたことにより、4,890,516円の返還が生じた。契約締結時には、集荷システムを7月から運用できないことは予測できたのであるから、契約に当たっては、事業内容及び事業費の積算について

事前に十分精査されたい。

**【講じた措置】**

**[観光物産課]**

本件契約にあたりましては、9月に運用開始が遅れることを認識しておきながら、金額を減額変更することなく当初予定額のまま契約したものであり、加えて前金払の適用により4,890千円の返還が生じました。契約に当たっての事前精査を十分に行ってまいります。また、前金払につきましては、安易に適用することなく、前金をもって支出をしなければ事業の取扱いに支障を及ぼすようなもののみについて、事業内容及び必要性等を十分に検討しながら適用することとします。

② 2017 五島長崎国際トライアスロン大会バイクコース清掃業務委託において、随意契約ができる場合を定める地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するとして、五島市シルバー人材センターと随意契約を締結している。当該規定に基づく随意契約を締結するに当たっては、五島市財務規則第86条の2において、あらかじめ契約の発注見通しを公表し、また、契約を締結した後においては、契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由等の契約の締結状況を公表することとされているが、本件においてはどちらも公表していなかった。随意契約における透明性及び公平性の確保のため、五島市財務規則第86条の2の規定に基づき契約の発注見通し等を公表すべきである。

**【講じた措置】**

**[スポーツ振興課]**

この件につきましては、平成30年11月13日付けで公表を行いました。規定に基づき適正な事務処理に努めます。

(3) 財産管理に関する事務について

<指導事項>

廃棄処分した備品が備品台帳に登録されたままになっていた。また、備品台帳に登録されていない備品が存在していた。備品の廃棄及び取得に際しては、備品台帳の整備漏れがないよう徹底されたい。

**【講じた措置】**

**[建設課]**

四半期ごとに備品のチェックを行ない、備品の廃棄及び取得に際して、備品台帳に漏れがないよう管理を徹底するよう改善しました。

(4) 過去の指摘事項等に対する改善状況等

(2) イ②において指摘した事項を除き、特に指摘する事項等はなかった。

## 五島市東京事務所福岡事務所食糧費執行基準

## 1 食糧費の執行範囲

- (1) 東京事務所、福岡事務所（以下「両事務所」という。）が主催又は共催で行う会議、説明会、催事等における茶菓及び昼食に要する経費
- (2) 営業活動の推進上、特に必要が認められるもので、例外的に行う飲食を伴う懇談会等の開催及び出席に要する経費
- (3) 落成・開店・開業等の祝賀行事で事務所職員として出席する場合
- (4) 新年交例会・設立等記念式典・祭典・県人会などこれに類する催事で事務所職員として出席する場合
- (5) 両事務所で来客に提供する茶菓に要する経費

## 2 基本的な考え方

- (1) 国の職員や都道府県の職員、市町村の職員等との間で行う「接待」という内容のいわゆる「官・官接待」については、一切行わないこと。
- (2) (1) のほか公費による飲食を伴う懇談会や会合等についても原則として行わないこととし、営業活動を推進するための情報収集や意見交換、人的ネットワークの形成などのために、特に必要性が認められるものについて、例外的に行うものとする。
- (3) 必要とする3か月以内の食糧費を資金前渡する。
- (4) (3) の支出にあたっては、食糧費支出伺簿（別紙：様式）に日時、場所、事由、出席者、債権者、金額等を記載のうえ、庁内メールにて観光物産課へ送付し、決裁を得ることとする。
- (5) 資金前渡した食糧費を精算する際には、領収書を必ず添付すること。

## 3 特に必要性が認められ例外的に行う懇談会等の開催及び出席に関する基本的事項について（別紙：取扱い基準）

- (1) 懇談会等の開催については、次の点に留意すること。
  - ア 出席者の範囲は、目的、相手方の人数等を十分勘案し、必要最小限にすること。
  - イ 開催場所については、懇談会等の目的、内容、相手方等を勘案し、適切な場所を選定すること。
  - ウ 経費については、一人当たりの単価を5,000円以内とすること。
  - エ 懇談会等の目的や内容等によっては、経費の一部として負担を求めるなど可能な限り会費制の導入を図ること。
  - オ 立食形式や日中の開催などにより可能な限り簡素化に努めること。
  - カ コンパニオン等を伴う懇談会等は、行わないこと。
  - キ 可能な限り酒席を伴わない会食などの開催に努めること。



- ク 懇談会等の開催については、業務日誌等へ明記すること。
- (2) 懇談会の出席については、次の点に留意すること。
  - ア 出席の目的を明確にすること。
  - イ 適切な場所で開催されていること。
  - ウ 経費については、一人当たりの単価を5,000円以内とすること。
  - エ 懇談会等の終了後に行われるいわゆる二次会については、公費での支出は行わないこと。
  - オ 出席した懇談会等については、業務日誌等へ明記すること。

#### 4 基本的事項に基づき、営業活動を推進するために、特に必要性が認められ、例外的に行うことのできる具体的事例（別紙：取扱い基準）

- (1) 各種団体等との交流や意見交換に伴う懇談会
  - ・産・学・官との交流の集い
- (2) 民間等との事務事業に関連した懇談会
  - ・観光PR等に伴う懇談会
  - ・企業経営者等との懇談会

#### 5 国、都道府県その他外郭団体等が主催する懇談会等への出席について

国、都道府県、市町村その他外郭団体等が主催する飲食を伴う懇談会等への出席については、この基準の趣旨を踏まえ、原則として出席にしないこととし、例外として出席する場合は、懇談会等の目的、内容に応じ、負担金から支出すること。

#### 6 協議

懇談会等を実施又は出席するかどうかの決定に際し、本基準で判断できないなど疑義が生じた場合には、観光物産課観光物産班に協議するものとする。

#### 7 基準の見直し

本基準については、今後とも食糧費に係る支出事務の一層の適正化を図るため、執行状況を把握するとともに、適宜見直しを行うこととする。

#### 8 施行

この基準は、平成31年1月1日から施行する。

<別紙>

3. 特に必要が認められるもので、例外的に行う懇談会等の開催及び出席に関する  
基本的事項の取扱い基準

項 目	基 準
ア 出席者の範囲は、目的、相手方の人数等を十分勘案し、必要最小限にすること	<p><b>原則、相手方分は支出しないこととする</b></p> <p>例外的に相手方の支出を認めるのは以下の場合のみ</p> <p>《観光》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旅行会社招聘時において、飲食する五島市内の店舗等を、その旅行会社等が造成するツアー商品（フリープラン商品は対象外）に組込むことが見込まれる場合</li> </ul> <p>《物産》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・物産関係業者招聘時において、今後、取引する（又は取引することが見込まれる）食材を用いた食事をする場合</li> </ul> <p><b>対象は新規商品造成・新規取引に伴う営業活動の一環として、業者等を五島市へ招聘し、懇談会が必要な場合とする。</b></p>
イ 開催場所については、懇談会等の目的、内容、相手方等を勘案し、適切な場所を選定すること	
ウ 経費については、1人当たりの単価を5,000円以内とすること	
エ 懇談会等の目的や内容等によっては、経費の一部として負担を求めるなど可能な限り会費制の導入を図ること	

4. 基本的事項に基づき、営業活動を推進するために、特に必要性が認められ、例外的に行うことのできる具体的事例の取扱い基準

項 目	基 準
<p>(1) 各種団体等との交流や意見交換に伴う懇談会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産・学・官との交流の集い</li> </ul>	<p>現地（東京事務所・福岡事務所）での営業活動における懇談会等の場合には、相手方の支出は一切行わないこととする。<u>特別な事情等により、やむを得ず相手方の支出を必要とする場合は、決裁権者に協議のうえ、対応することとする。</u></p> <p>また、営業活動にあたっては、一業者に対して数回繰り返すことが想定されるが、特定の相手方と頻繁に懇談会を実施することがないように留意すること。</p>
<p>(2) 民間等との事務事業に関連した懇談会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光PR等に伴う懇談会</li> <li>・企業経営者等との懇談会</li> </ul>	